

越谷市に事業所を有する事業者のみなさまへ

環境法令に係る事務手続き窓口が変わります！

平成 27 年 4 月 1 日から 裏面の事務が

埼玉県  **越谷市** へ移管されます。

越谷市内の事業所について

- ◆現に有している許可や登録等は、越谷市へ引き継がれますので、移管される事務については事業者の皆様からの新たな手続きは不要です。
- ◆なお、4月1日以降に事業の内容に変更等が生じた場合や許可等の更新については、越谷市へ手続きが必要になります。
- ◆また、越谷市内で新たに事業を行う場合には、越谷市へ該当する手続きが必要になります。

越谷市へ移管される事務・担当窓口（平成27年4月1日～）

廃棄物処理法・PCB特措法関係

担当窓口

- ① 産業廃棄物の処理実績報告
- ② 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告
- ③ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置報告
- ④ 多量排出事業者の処理計画・実施状況報告
- ⑤ 事業場外の保管届出
- ⑥ 措置内容等報告
- ⑦ 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む)の申請等
※「産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)」の許可申請、届出等については、現行どおり県が窓口となります。
- ⑧ 産業廃棄物処分業の申請等
- ⑨ 廃棄物再生事業者登録の申請等
- ⑩ 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設に係る申請等
- ⑪ PCB廃棄物の保管等の届出、閲覧

越谷市(産業廃棄物指導課)

☎048-963-9188

平成27年4月1日より開通

※平成27年3月31日までの問い合わせ先
・県越谷環境管理事務所
☎048-966-2311
・越谷市(環境資源課)
☎048-963-9181

自動車リサイクル法関係

- ⑫ 引取業、フロン類回収業に係る申請等
- ⑬ 解体業、破碎業に係る申請等

土砂条例関係

- ⑭ 土砂のたい積申請
※「土砂の搬出の届出書」については、現行どおり県が窓口となります。

大気汚染防止法関係

担当窓口

- ⑮ 揮発性有機化合物排出施設に係る届出等

越谷市(環境政策課)

☎048-963-9186

浄化槽法関係

- ⑯ 浄化槽保守点検業者(越谷市の区域)に係る登録申請等

※平成27年3月31日までの問い合わせ先
・県越谷環境管理事務所
☎048-966-2311
・【大気汚染】越谷市(環境政策課)
☎048-963-9186
・【浄化槽】越谷市(環境資源課)
☎048-963-9181